

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 50 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付の事実が確認できないとの回答を受けた。

申立期間当時は A 市（現在は、B 市）の美容室に住み込みで勤務していた。親からも加入を勧められたが、二十歳になれば国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するのが当たり前とっていた。集金人の方についても記憶があり、申立期間の納付記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、婚姻後の昭和 53 年 4 月以降は国民年金に任意加入しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったことが推測される。

また、申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたと主張している美容室のオーナーは、昭和 48 年 3 月に国民年金に任意加入して同年 4 月から国民年金保険料を完納しているとともに、「申立人は自分が国民年金に加入する前から国民年金に加入していた。国民年金保険料は集金人に一緒に支払っていた。」と証言している。

さらに、申立人が納付していたとしている国民年金保険料額は当時の保険料額と一致するとともに、国民年金保険料の集金人の氏名を記憶しており、同氏から当時の事情を聴取することはできなかったものの、A 市では、申立期間当時、同氏が申立人が勤務していた美容室のある地区の集金人であったことを認めている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社（現在は、B株式会社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和 58 年 10 月 31 日）及び資格取得日（61 年 3 月 16 日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を 58 年 10 月から 59 年 9 月までは 5 万 6,000 円、同年 10 月から 60 年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 61 年 2 月までは 6 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 31 日から 61 年 3 月 16 日まで

昭和 58 年 2 月 1 日から 61 年 9 月 16 日まで A 株式会社 C 工場に、D 職として常勤で継続して勤務したが、「年金加入記録のお知らせ」で申立期間の厚生年金保険の加入記録が無かった。

申立期間は、厚生年金保険の加入記録がある同僚と全く同じように勤務していたので、申立期間の記録が無いことに納得ができない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A 株式会社において昭和 58 年 2 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 10 月 31 日に資格を喪失後、61 年 3 月 16 日に同社において再度資格を取得しており、58 年 10 月から 61 年 2 月までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人が申立期間において、A 株式会社 C 工場に D 職として継続して勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できる。

また、申立期間当時、A 株式会社 C 工場に勤務していた同僚 15 人に対して申立人の勤務状況等について照会した結果、11 人から回答があり、申立人と

同様のパート勤務で勤務箇所が同一であった者6人は、申立人はD職として同僚と同じように継続して勤務していた旨回答している上、申立期間当時、同工場に勤務していたパート勤務の同僚14人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立期間当時、同工場では、パート勤務者も厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び同僚の記録から判断すると、昭和58年10月から59年9月までは5万6,000円、同年10月から60年9月までは6万4,000円、同年10月から61年2月までは6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年10月から61年2月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、平成13年10月1日から15年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格取得日に係る記録を13年10月1日、資格喪失日を15年7月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から16年9月まで

私は、有限会社Bに勤務した申立期間について、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を受けた。同社に勤務し、入社当初から厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、有限会社Bにおいて勤務していたと申し立てているところ、同社の事業主、就労先の株式会社C及び同僚の供述により、申立期間のうち平成13年10月から15年6月までの期間を有限会社Aに、15年7月から16年9月までの期間を有限会社Bに勤務していたと認められる。

また、申立期間当時、有限会社Aの総務課長で、厚生年金保険に係る事務手続に携わっていたとする同僚からは、「申立人が有限会社Aに勤務していた平成13年10月から15年6月までの期間について、申立人の厚生年金保険料は、給与から控除されていた。」と供述しており、申立人は、申立期間のうち、有限会社Aに勤務していた13年10月から15年6月までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、有限会社Aの総務課長の供述により、申立人の有限会社Aにおける

厚生年金保険被保険者資格の取得日は平成 13 年 10 月 1 日とし、資格喪失日は 15 年 7 月 1 日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同一期間に株式会社 C で同一業務に従事していた同僚の標準報酬月額の記録から 24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、有限会社 A は解散しており、事業主からも確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 13 年 10 月から 15 年 6 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこれらの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 9 月までの期間については、就労先の株式会社 C の回答等により、有限会社 B の社員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、有限会社 B の事業主は、申立人は臨時社員扱いの身分であり本人の希望により厚生年金保険には加入させず、したがって、厚生年金保険料も給与から控除していないとしている。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として平成 15 年 7 月 1 日から 16 年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C営業所における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和24年10月1日に、同社D事業所（同社E工場の従業員に係る厚生年金保険適用事業所）における資格取得日に係る記録を24年10月1日、資格喪失日に係る記録を26年5月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を24年9月から25年10月までは4,000円、同年11月から26年4月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月30日から26年5月1日まで

昭和24年A株式会社に入社し、26年4月30日に退職した。途中、同社C営業所から同社E工場へ転勤となったが、退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の資格取得及び喪失の記録は、24年6月10日から同年9月30日までとなっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出のあった社員名簿及び社員元簿により申立人は申立期間を含め、同社に継続して勤務（A株式会社C営業所から同社E工場に異動）していたことが認められる。

また、B株式会社では「人事記録において、申立人の勤務が確認できることから、当該期間については保険料を控除していた。転勤により被保険者から外されることはあり得ないため、当時、何らかの事務処理ミスの可能性もあると考えられる。」と述べている。

なお、異動日については、社員元簿に昭和24年10月1日A株式会社C営

業所から同社E工場に異動と記載されていることから、24年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C営業所における申立人の標準報酬月額から判断すると、昭和24年9月から25年10月までは4,000円、申立人の同僚の記録から判断すると、同年11月から26年4月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社C営業所における、昭和24年9月分については、事業主が資格喪失日を24年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主が、同年9月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る24年9月の保険料について納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、A株式会社D事業所における昭和24年10月から26年4月までの保険料については、B株式会社は当時の納付書類が無く不明としているが、仮に、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これらは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る24年10月から26年4月までの期間に係る保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月1日から37年6月1日まで
② 昭和41年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和36年4月からC職としてB社に就職し、40年7月末に同保育園を退職した。36年4月から厚生年金保険に加入していると思っていたが、申立期間①が未加入となっている。

また、昭和41年4月から42年6月末までC職としてA社に勤務していたが、申立期間②の厚生年金保険の記録が未加入となっている。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、複数の同僚の証言から申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

また、申立内容及び複数の同僚の証言から、申立人は昭和41年4月からA社においてD担当として勤務していたことが推認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によると、当該申立内容及び証言から申立期間②当時にD担当として勤務していたと推測される同僚はすべて41年4月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、事業主及び同僚から試用期間があったとする証言は得られない上、社会保険庁のオンライン記録では、昭和41年4月1日に厚生年金保険の被保

険者資格を喪失している者も確認できるところ、申立期間②後の42年4月からクラス担任をしていたと推測される同僚3人は、同年4月1日にD担当であったと推測される同僚3人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると同日に被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、事業主は、当時、D担当をすべて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立期間②において、申立人がA社において勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年6月の社会保険庁のオンライン記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業所が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、事業主が保管する申立人に係る履歴書及び複数の同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「通知書」という。）によると、申立人に係る健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和37年6月1日と記載されており、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人のB社における雇用保険の被保険者資格の取得日も一致していることが確認できる。

また、事業主は申立人の厚生年金保険に係る被保険者資格取得届及び保険料の納付の有無について上記履歴書及び通知書を除き不明としており、ほかに同僚から申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除につながる証言を得られない上、複数の同僚は自身の厚生年金保険の記録について勤務後すぐに加入していない旨の証言をしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 47 年 6 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を受けた。

私は当時、県外で大学生であったが、住民票はA市に置いていたので、母が国民年金については姉（地元の短大卒）と同様に婚姻するまでは国民年金保険料を納付してくれると言っていたのを覚えている。国民年金保険料の領収書は、その後の引っ越しなどで紛失して無いが、姉は納付記録があるのに、私の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入等について、申立人の母が申立人の姉と同様に対応してくれていたはずであると主張しているが、申立人の姉は、社会保険庁のオンライン記録から、20 歳となる昭和 37 年から国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、国民年金手帳記号番号は 38 年 2 月 16 日にA市から払い出されており、姉の前後 20 人の払出者の年齢を見ると、20 歳の者が 13 人見られることから、姉は何らかの加入勧奨等により国民年金に加入したものと推測される上、当時申立人の母と同居し、1 か月後の同年 3 月には短大を卒業して国民年金の強制加入対象者となる申立人の姉と、当時はA市には居住しておらず、県外の大学生で任意加入対象者である申立人とは、姉妹に国民年金の加入勧奨等の取扱いに差があったとしても不自然ではない。

また、申立人の母は、国民年金の制度発足当初から任意加入対象者であるが、初めて国民年金に任意加入したのは、昭和 49 年 1 月であるなど、国民年金の加入に積極的ではなかったことがうかがえるほか、申立人の国民年金

加入手続及び保険料の納付方法に係る記憶は無いとしており、申立期間当時の状況が不明である。

さらに、申立人は、「婚姻するまでは母が国民年金保険料を納付してくれたが、婚姻後は自分で納付するように言われた。」と述べるとともに、申立人の母も同様の供述をしているが、申立人の姉は、婚姻後も引き続き国民年金保険料を納付しているものの、申立人は昭和 46 年 11 月の婚姻と同時に A 市から転居した B 市での国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付記録が無く、申立人自身も加入手続等を行った覚えが無いとしているのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月10日から37年4月1日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

昭和53年に退職したA事業所の退職一時金は受給した記憶はある。しかし、37年に退職したB事業所に係る脱退手当金を受給した覚えは無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に加入した共済組合からの退職一時金を受給したことを認めており、共済組合からの年金給付が受けられなくなることを知りつつ、一時金の受給を選択したことを踏まえると、当時、厚生年金の給付に対する意識もあったとは考え難く、申立期間の厚生年金保険については、既に脱退手当金として支給されていたものとするのが自然である。

また、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和37年8月31日に支給決定されているほか、被保険者台帳には同年8月7日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 20 日から 36 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 35 年 4 月中ごろから 36 年 5 月末ごろまで、A 事業所（現在は、株式会社 B）で製缶工として勤務していたことを記憶している。

厚生年金保険の期間照会の回答では加入記録が無いとのことであったが勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所に勤務していたことは、事業主の氏名及び事業主の家族構成等のほか、同事業所の所在地及び業務内容を詳細に記憶していることから推認できる。

しかし、申立人から申立内容を聴取する段階で申立期間を変更するなど、勤務期間について記憶が曖昧である上、株式会社 B の事務担当者から「申立期間当時の関係資料は既に廃棄しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。」との回答があり、申立人の厚生年金保険料の控除に係る周辺事情を見出すことができない。

また、複数の同僚から「申立人を覚えていない。」との回答のほか、「当時は手取りを多くするため社会保険等に加入しない者もいた。」との回答も得ており、申立人と同年代で加入していない者も確認できることから、当時、事業主はすべての従業員について厚生年金保険の手続を行っていなかったことがうかがえるが、当時の事業主及び経理担当者は既に亡くなっているため、申立期間における厚生年金保険の取扱いや、厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所の記録から、A 事業所が厚生年金保険の適用事業

所となったのは昭和 35 年 7 月 1 日からであることが確認でき、申立期間の一部は厚生年金保険の被保険者となることができなかつた期間である。

加えて、社会保険事務所が保管する A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 5 月 31 日までの期間に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。